

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月26日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 田中茂樹

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

長期相続登記等未了土地解消作業（(①登記名義人600名分)及び(②登記名義人400名分)）の委託一式

(2) 契約内容 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法

総価金額で行う(消費税及び地方消費税抜き)。ただし、落札後契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条の「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(その他)において、A又はBの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(その他)において、C又はDの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証明することができる者であること。

(4) 不動産登記に係る法令その他関連の知識及び実務を熟知していること。

(5) 本作業を遂行する上で必要な履行能力を有する弁護士若しくは弁護士

法人又は司法書士若しくは司法書士法人その他これらに準ずる者（注）であること。

（注）これらに準ずる者には，戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げられた土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士及び行政書士並びにこれらの法人が含まれる。

(6) 2人以上の弁護士又は司法書士その他これらに準ずる者が共同して本作業を受託しようとする場合にあつては，その代表となる者（全省庁統一参加資格を有する者に限る。）が応札すること。

(7) 本作業に携わる弁護士又は司法書士若しくはこれらに準ずる者20名以上をもって受託することができること。

(8) 本作業に携わる予定の作業員（補助者を使用する場合には補助者を含む。）の名簿を作成し，統括責任者及び作業員を明示した配置表を作成すること。

(9) その他予決令第73条の規定に基づき，支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお，入札説明書記載の提出書類について，当局の審査に合格した者は，同資格を有する者であると認める。

(10) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の配布場所

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局会計課用度係（担当：嘉本）

電話 075-231-0185

4 入札説明書の配布期間及び場所

(1) 配布期間 公告日から平成30年11月2日（金）まで（ただし，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。）

(2) 配布場所 京都地方法務局会計課（4階）

5 書類提出期限

入札説明書に示す提出書類は，平成30年11月9日（金）午後5時15分までに上記3の場所に提出するものとし，当該提出書類に関して，支出負担行為担当官から説明を求められた場合は，それに応じなければならない。

なお，提出された結果，公告等に示した作業を履行することができるものと認められた者に限り，入札に参加することができるものとする。

6 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 日時 平成30年11月15日（木）午前10時00分

(2) 場所 京都地方法務局大会議室（3階）

7 入札説明会

実施しない

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 電報及びファクシミリによる入札

いずれも不可

10 入札の無効

この公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格が設定された場合において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、予決令第86条の調査を行うものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

詳細は、入札説明書による。